

# 南紀白浜空港民間活力導入事業

## 募集要項

平成 29 年 11 月 21 日

(平成 29 年 12 月 20 日修正)

和歌山県

## 【目次】

第 1. はじめに .....	1
第 2. 本事業に関する事項 .....	2
1. 本事業の事業内容に関する事項 .....	2
(1) 事業の名称 .....	2
(2) 公共施設等の管理者の名称 .....	2
(3) 本事業の背景・目的 .....	2
(4) 本事業に対する民間事業者への期待 .....	2
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等 .....	3
(6) 本事業の対象施設 .....	5
(7) 本事業の実施場所 .....	5
(8) 事業手法及び業務範囲 .....	5
(9) 事業期間 .....	9
(10) 運営権を選択する場合における手続き .....	10
(11) 本事業における S P C 等の収入 .....	13
(12) 費用負担 .....	13
(13) 要求水準書（案）の体系 .....	14
(14) 財務情報等の報告・開示 .....	15
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	16
1. 本公募のスケジュール .....	16
2. 応募者の参加資格要件 .....	16
(1) 応募者の構成 .....	16
(2) 応募事業者及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格 .....	16
(3) 応募事業者又はコンソーシアムのうちいずれかのコンソーシアム構成員に求められる要件 .....	17
(4) その他の要件 .....	17
3. 本募集に係る手続き等 .....	18
(1) 募集要項等に関する説明会・現地見学会の開催 .....	18
(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表 .....	18
(3) 守秘義務対象の開示資料の開示 .....	19
(4) 第一次審査における開示資料 .....	19
4. 審査及び選定手続き .....	20
(1) 第一次審査の方法 .....	20
(2) 第一次審査資料の受付 .....	20
(3) 第一次審査結果の通知 .....	20
(4) 競争的対話の実施 .....	21
(5) 第二次審査の方法 .....	21
(6) 第二次審査資料の受付 .....	21
(7) 審査結果の通知 .....	21

(8) 審査結果の公表 .....	21
5. 優先交渉権者選定後の手続き .....	21
(1) 事業手法として運営権を提案した応募者が優先交渉権者となった場合.....	21
(2) 事業手法として指定管理者又は業務委託等を提案した応募者が優先交渉権者となった場合.....	22
6. 応募に関する留意事項.....	23
(1) 提案書類の取扱い.....	23
(2) 公募の取消し.....	23
<b>第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....</b>	<b>24</b>
1. リスク分担の基本的な考え方.....	24
(1) 不可抗力.....	24
(2) 瑕疵担保責任.....	25
(3) 特定法令変更等.....	25
(4) 緊急事態.....	25
1. S P C等の責任の履行確保に関する事項.....	25
(1) S P C等によるセルフモニタリング.....	25
(2) 県によるモニタリング.....	25
2. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き.....	26
(1) 運営権の処分.....	26
(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分.....	26
<b>第5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....</b>	<b>27</b>
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	27
(1) 運営権を選択する場合.....	27
(2) 指定管理者を選択する場合.....	29
(3) 業務委託等を選択する場合.....	29
2. 金融機関又は融資団と県との協議.....	29
<b>第6. その他本事業の実施に関し必要な事項.....</b>	<b>30</b>
1. 本事業に関連する事項.....	30
(1) 本事業の実施に関して使用する言語.....	30
(2) 提案書類の作成等に係る費用.....	30
(3) 募集要項等の変更.....	30
(4) 債務負担行為に係る議会議決.....	30
2. 資料の提出先及び問い合わせ先.....	30
<b>別紙1. 事業手法と業務範囲の関係性について.....</b>	<b>31</b>
<b>別紙2. サービス購入料の基本的考え方.....</b>	<b>32</b>
<b>別紙3. サービス購入料の構成.....</b>	<b>33</b>

## 第1. はじめに

和歌山県（以下「県」という。）では、紀南地域の玄関口たる南紀白浜空港（以下、「本空港」という。）を活用して交流人口の拡大による地域活性化を目指している。

そのため、本空港の空港施設の拡充や運営のあり方について、県の基本的な考え方を示すとともに、民間の自由な発想に基づく機動的で柔軟な空港運営を可能とするための南紀白浜空港民間活力導入事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の事業者から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とし、以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者又は当該優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下、個別に「SPC」といい、優先交渉権者と総称して「SPC等」という。）と、本事業を実施させるための契約又は協定（以下、総称して「契約等」といい、本事業が公共施設等運営事業として実施される場合は<sup>1</sup>、SPCに対し、公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下、「運営権」という。）を設定した上で、当該運営権を設定されたSPC（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「民活空港運営法」という。）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者をいい、以下「運営権者」という。）との間で締結する南紀白浜空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を指す。）を締結し、本事業を実施させることを計画している。

本募集要項は、県が本事業の提案に係る募集（以下「本募集」という。）を行い、県が計画する公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、本募集要項の公表日から契約等の締結日までに適用し、また締結日以降も、契約等の関係当事者を拘束する。

---

<sup>1</sup> この場合、本事業は、民活空港運営法第2条第6項に基づく地方管理空港特定運営事業となり、PFI法第5条に基づく実施方針の策定及び同法第7条に基づく特定事業の選定は、優先交渉権者の選定後に行うこととなる。

## **第2. 本事業に関する事項**

### **1. 本事業の事業内容に関する事項**

#### **(1) 事業の名称**

南紀白浜空港民間活力導入事業

#### **(2) 公共施設等の管理者の名称**

和歌山県知事 仁坂 吉伸

#### **(3) 本事業の背景・目的**

本空港は、県が設置・管理する地方管理空港であり、平成29年10月現在、東京国際空港（羽田）に1日3往復が就航している。旅客数は、平成20年度の15.1万人をピークに、平成23年の紀伊半島大水害のときに9.1万人まで落ち込み、その後、空港利用促進の努力もあり、平成27年度は12.7万人まで回復している。また、開港当初からの約20年間で、国内チャーター便は19便2,032人、国際チャーター便は114便13,927人の実績がある。

近隣には、高野山や熊野古道に代表される世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、ラムサール条約湿地に登録された串本の海、山・川・海にある多数のすばらしい温泉、中国以外では世界最多のパンダ、全国で6番目に多い国宝・重要文化財、南紀熊野ジオパークなど、多彩な観光資源があり、昨今ではインバウンド需要の高まりにより、外国人観光客が増加傾向にある。また、豊かな自然を背景とし、梅やみかんなどの果樹、海産物等の食材の宝庫となっており、一昨年には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に登録されている。加えて南紀白浜エリアでは、IT企業の誘致も進められている。

上記のような観光資源や新たな企業誘致の取組みを背景に、和歌山県では民間事業者による空港基本施設等とターミナルビルの一体運営の実現などにより、チャーター便など新たな航空ネットワークの拡充によるさらなる交流人口の拡大及び空港運営の効率化を図ることを目指している。

#### **(4) 本事業に対する民間事業者への期待**

##### **A) チャーター便を含む航空ネットワークの拡充**

民間事業者による顧客志向に立脚した機動的で柔軟な空港運営により、空港の重要な顧客であるエアラインの利便性向上を図り、新たな航空需要の創出が期待されるLCC（Low Cost Carrier：格安航空会社）の就航や既存のエアラインの就航路線の維持・拡充、国際線チャーター便の就航を図るとともに、旅客の利便性及び満足度の向上と航空旅客数の増大に努めることが求められる。

また、現ターミナルビルにおいては、国際線チャーター便対応に際し、CIQによる対応可能時間に制限がある等、機能上の制限があることから、将来の空港需要に合わせた規模、内容にて国際線受入機能を有したターミナルの配置計画を検討する必要がある。

##### **B) 国際線受入機能を有したターミナルの配置計画の提案**

現在、本空港での国際線チャーター便の受入は、国内定期便の隙間時間での対応となるため、発着可能時間が制限されていることに加え、CIQ施設等の国際線受入機能の不足が航空路線誘致の際の障壁となっている。そのため、CIQ施設等の設置（常時設置に限らない。）を含めた国際線受入機能を拡充する必要があることから、本募集において、当該機能を有したターミナルの配置計画の提案を受け付けることとする。提案については、県及び民間事業者にとって合理的な手法が求められる。

また、事業手法によっては、配置計画に加えて、民間事業者自身による設計、施工の実施をも提案することが可能である。

### C) 県財政の効率化

現在、本空港においては、運営等について大幅な支出超過となっている。そのため、民間事業者の経営ノウハウや経営規律を導入し、空港基本施設等とターミナルビルの一体運営などによるコスト圧縮や、ターミナルビルにおける収入の増加等により、現在県が負担している赤字額を可能な限り縮減することなどが求められる。

また、民間事業者に空港運営等を任せただけであっても、航空機の運航や旅客の利用に支障が生じることのないよう、空港基本施設等及びターミナルビル等の運営等を適切に行い、航空会社及び利用者が安心して空港を利用できるサービス水準を維持するなど、空港運営等を継続的に安定して行う体制を確保する必要がある。

上記にあたっては、民間事業者、県及び地域がその役割に応じたリスク及びコストを分担しながら一体となって取り組む新たな空港経営を目指すことが求められる。

### D) ターミナルビル利用客の増加

本空港は、主に航空機利用者が利用する施設であるが、全国有数の観光地に立地することから、観光客や地域周辺の人が集えるなど交流人口の増加や賑わい創出などによる新たな活用が期待される。

## (5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

### A) 法令

- ① PFI法
- ② 民活空港運営法
- ③ 空港法（昭和31年法律第80号）
- ④ 航空法（昭和27年法律第231号）
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ⑨ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- ⑩ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑪ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑰ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑳ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ㉑ 水道法（昭和32年法律第177号）

- ⑳ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ㉑ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ㉒ 砂防法（明治30年法律第29号）
- ㉓ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ㉔ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ㉕ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ㉖ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ㉗ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ㉘ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ㉙ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ㉚ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ㉛ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ㉜ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
- ㉝ その他関係法令

## B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和36年条約第7号）
- ③ その他関係条約

## C) 県条例・規則等

- ① 南紀白浜空港条例（昭和43年3月30日条例第8号）
- ② 南紀白浜空港管理規則（昭和43年3月30日規則第30号）
- ③ 和歌山県環境基本条例（平成9年10月9日条例第41号）
- ④ 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年7月14日条例第38号）
- ⑤ 水質汚濁防止法第3条に基づく排水基準を定める条例（昭和47年7月14日条例第33号）
- ⑥ 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成8年10月11日条例第41号）
- ⑦ 和歌山県文化財保護条例（昭和31年9月29日条例第40号）
- ⑧ 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年3月27日条例第23号）
- ⑨ 和歌山県屋外広告物条例（昭和59年3月24日条例第10号）
- ⑩ その他県関係条例・規則等

## D) 県計画等

- ① 和歌山県長期総合計画（平成29年4月）
- ② 和歌山県長期人口ビジョン（平成27年6月）
- ③ 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年6月）
- ④ 観光振興アクションプログラム2017（平成29年4月）
- ⑤ 和歌山県公共施設等総合管理計画（平成29年3月）
- ⑥ 第4次和歌山県環境基本計画（平成28年3月）
- ⑦ 和歌山県危機管理計画（平成28年3月改訂）
- ⑧ 和歌山県地域防災計画（平成28年度修正）
- ⑨ その他関係計画等

## E) 基準等

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）
- ② 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成25年策定）
- ③ 空港土木施設の設置基準・同解説（平成29年4月）
- ④ 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ⑤ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針等
- ⑥ Airport Development Reference Manual
- ⑦ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑧ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑨ 和歌山県屋外広告物ガイドライン（平成24年3月）
- ⑩ その他関係基準等

## (6) 本事業の対象施設

本事業の提案対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、⑤（ただし、空港用地（非県有地）に限る。）以外を「県保有施設」という。ただし、第2. -1. - (8) に定める事業手法として、運営権を選択する場合は、③、⑤（ただし、空港用地（非県有地）に限る。）及び⑦の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設等（滑走路、着陸帯、誘導路並びにエプロン及びこれらに附帯する施設）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設）
- ③ ビル施設（航空旅客取扱施設、航空貨物取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等の南紀白浜空港ビル株式会社（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する施設）
- ④ 浄化槽施設
- ⑤ 空港用地等（航空法第46条に基づき告示された本空港の空港用地（航空保安無線施設が設置される国有地を除く。）及びこれに附帯する施設）
- ⑥ 駐車場施設等（駐車場、バス停等）
- ⑦ 展望広場（エアポートパーク）

## (7) 本事業の実施場所

本事業の対象となる事業場所は、南紀白浜空港条例（以下「空港条例」という。）に基づき設置され、その所在地等は以下のとおりである。

所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町

本事業の対象となる敷地面積：約 730,000 m<sup>2</sup>

## (8) 事業手法及び業務範囲

本募集に応募する民間事業者（以下、「応募者」という。）より、主に以下 3 つの事業手法から選択する手法での提案を受け付ける。なお、以下 3 つの事業手法以外での提案を妨げるものではない。

- **運営権**
- **指定管理者**（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以

下同じ。)

### ➤ 業務委託

選択する事業手法により業務範囲が一部異なるため、提案にあたっては選択する事業手法と当該事業手法により実施可能な業務範囲に留意すること（参考：別紙1.）。業務範囲の詳細は以下のとおり。

## A) 空港運営等業務

いずれの事業手法においても、原則として必須業務とする。ただし、事業手法として、業務委託を希望する場合は実施する業務を指定して提案することも可能とするが、その場合でも⑨は必須業務とする。

また、SPC等は、県保有施設について、要求水準に基づいて維持管理（補修・保守等）<sup>2</sup>を行うことになるが、維持管理（補修・保守等）のうち資本的支出に該当する部分については、当該部分を県の所有に属した上で、SPC等が運営等を行うものとする。

なお、県は、公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは、県保有施設について、維持管理（補修・保守等）を行うことがある。

### ① 空港基本施設等の維持管理業務

- ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修・保守等）業務
- ・構内道路、排水施設等の維持管理（補修・保守等）業務
- ・建築物及び建築附属設備の維持管理（補修・保守等）業務

### ② 空港基本施設等の運營業務

- ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の運用
- ・構内道路、排水施設等の運用
- ・雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ・飛行場面の保守・点検業務（スポットの運用業務、滑走路点検等）
- ・制限区域の安全管理業務
- ・障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ・空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ・鳥獣対策業務
- ・空港消防業務
- ・空港救護業務

### ③ 空港航空保安施設運営等業務<sup>3</sup>

- ・空港航空保安施設の使用料金<sup>4</sup>の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条第2項、航空法第54条第1項）並びにその収受（事業手法として運営権を選択し、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合に限る。）
- ・航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設の維持管理（補修・保守等）業務
- ・航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設の運營業務

<sup>2</sup> 本事業においては、施設の機能及び性能の保持を目的とする日常的な行為及び施設の機能や劣化の状態を確認する行為、並びに施設の部分的な機能や性能の異常を回復させる行為のほか、第2-1-(8)-B)-b)に記載する補助対象施設更新投資以外の更新・改良をいう。

<sup>3</sup> 空港用地外において県が白浜町から占有許可を受け、町有地に設置している航空灯火及び県が所有者と土地賃貸借契約を締結し、民有地に設置している航空灯火の運営等業務を含む。なお、白浜町からの占有許可の維持については、県が行う。

<sup>4</sup> 現在、県では航空保安施設の使用料金を徴収していないが、利用者やエアラインの利便性向上等に配慮した上で、使用料金の設定及び収受を提案することは可能である。

- ④ 浄化槽施設運営等業務
  - ・浄化槽施設の利用に係る料金の設定及び収受<sup>5</sup>
  - ・浄化槽施設の維持管理（補修・保守等）業務
  - ・浄化槽施設の運營業務
- ⑤ 空港用地等維持管理業務<sup>6</sup>
  - ・空港用地等の維持管理（補修・保守等）業務
- ⑥ 駐車場施設等運営等業務
  - ・駐車場施設等の利用料金<sup>7</sup>の設定及び収受（事業手法として運営権を選択し、駐車場等の利用料金を設定する場合に限る。）
  - ・駐車場施設等の維持管理（補修・保守等）業務
  - ・駐車場施設等の運營業務
- ⑦ 環境対策業務
  - ・「航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)」に係る騒音測定業務に対する協力
- ⑧ 展望広場（エアポートパーク）運営等業務
  - ・展望広場の維持管理（補修・保守等）業務
  - ・展望広場の運營業務
- ⑨ 国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務

## B) 運営権を選択する場合にのみ行う業務

### a) 空港用地等の貸付業務（必須業務）

- ・県又は県が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付業務
- ・県が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務<sup>8</sup>
- ・その他第三者への土地又は工作物等貸付業務

### b) 運営権設定対象施設のうち補助対象施設に係る更新投資（任意業務）

運営権設定対象施設のうち、空港の基本となる施設である滑走路、誘導路等、県が定める施設<sup>9</sup>に対する更新・改良（以下、「補助対象施設更新投資」という。）については、原則、県が事業主体として実施するが、運営権者が事業主体として実施する旨の提案を行った更新投資は運営権者が実施するものとする。

運営権者が更新投資を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

<sup>5</sup> 現在、県が所有する浄化槽に係る光熱水費（利用料金）は、国、県、ビル施設事業者、航空運送事業者で按分の上、県が料金を収受している。

<sup>6</sup> 空港用地等維持管理業務のうち、空港用地（非県有地）の維持管理業務は、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号の事業に含まれるが、本空港の空港用地のうち県が所有権を有する部分の管理業務と一体として取り扱うため、空港用地（非県有地）の維持管理業務も空港運営等業務に含めるものとする。

<sup>7</sup> 現在、県では駐車場に係る利用料金を徴収していない。

<sup>8</sup> 航空機給油サービス業務については、運営権者が、空港用地等の貸付業務として航空機給油関連事業者等に対して土地の貸付を行い、同事業者又は同事業者から受託した者が、本空港において当該業務を実施している期間は、運営権者が当該業務を自ら実施する義務を負わないが、その他の期間においては、運営権者が実施する義務を負う。

<sup>9</sup> 本空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン及び照明施設、空港用地その他附帯施設（排水施設等）をいう。

**c) 現ビル施設運営等業務（必須業務）**

運営権者はビル施設事業者の株主から株式を譲り受け、自ら又はビル施設事業者をして、業務を実施するものとする。主な運営等業務は以下のとおりである。

- ・航空運送事業者に対する施設貸付業務
- ・テナント等に対する施設貸付業務
- ・会議室貸出業務
- ・警備業務
- ・その他ビル施設の運営等業務（運営権者が、自らの判断で行う要求水準を充足する整備<sup>10</sup>を含む。）
- ・旅客取扱施設利用料の設定及び収受

**d) 国際線受入機能を有したターミナル関連業務**

① 国際線受入機能を有したターミナルの整備業務（任意業務）

国際線受入機能を有したターミナルの整備について、ターミナルビルを新設する場合は、運営権者自らが設計及び施工を行う方法、県が設計及び施工を行う方法のいずれも可能である。新設したターミナルビルの所有権は県に移転することとし、県は当該施設に運営権を設定する。

新設以外の場合は、県が設計及び施工を行うものとする。

② 国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務（必須業務）

①において整備された国際線受入機能を有したターミナルについて、運営権者又はビル施設事業者は運営等業務を行う。

**e) その他運営権を選択する場合に必須となる業務**

① 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 13 条第 1 項）並びにその収受

② 規程の策定等

- ・空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 12 条）
- ・空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2）

③ ハイジャック等防止対策に関する費用負担

「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の現在の県による 2 分の 1 負担については、要求水準に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする。

④ 空港法第 14 条に定める協議会等への参画

運営権者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うため、空港法第 14 条の規定に基づき設置を予定している協議会及び県内外からの空港の利用促進を図ることを目的として設置した南紀白浜空港利用促進実行委員会の構成員になるものとする。

---

<sup>10</sup> 本事業においては、維持管理（補修・保守等）に限らず、新たな施設の建設及び施設等の再整備等をもいう。

### C) 指定管理者を選択する場合にのみ必須となる業務

- ① 空港内の土地、建物等の使用許可
- ② 空港内の土地、建物等の使用料の設定及び知事からの承認(空港条例第 25 条第 3 項)並びにその收受

### D) 任意提案業務

応募者は、本事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関連法令等を順守し、風俗営業その他これに類する用途や暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を提案することができる。<sup>11</sup>

## (9) 事業期間

### A) 運営権を選択する場合

#### a) 事業期間

運営権を選択する場合の事業期間は、運営権者が運営権に基づき、空港運営等業務、空港用地等の貸付業務、補助対象施設更新投資、国際線受入機能を有したターミナル関連業務及びその他運営権を選択する場合に必須となる業務(以下これらを総称して「空港運営事業」という。)を実施する期間(以下「空港運営事業期間」という。)、及び、空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式(以下「ビル施設事業者株式」という。)を取得した上で現ビル施設運営等業務及び任意提案業務(以下これらを総称して「ビル施設等事業」という。)を実施する期間(以下「ビル施設等事業期間」という。)から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日(以下「空港運営事業開始日」という。)から、運営権の設定を受けた日(以下「運営権設定日」という。)の 10 年後の応当日の属する年度の末日(以下「空港運営事業終了日」という。)までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日(以下「ビル施設等事業開始日」という。)から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間(以下「事業期間」という。)は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする。

#### b) 空港運営事業期間の延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の 3 年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、第 2. -1. - (9) -c) の規定の範囲内で 10 年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる(以下、かかる期間延長を「オプション延長」という。)。ただし、オプション延長の実施は、県の費用負担が軽減されること(第 2. -1. - (12) -A)、B) 又は D) に定める費用負担額を見直すこと等)を条件とする。オプション延長の実施は 1 回に限るものとし、例えば 5 年間の延長を希望した後に、さらに 5 年間の延長を希望することは認められない。

<sup>11</sup> 本募集手続きにおける提案のほか、本事業開始後においても随時、県と協議のうえ実施することができる。なお、本募集手続きにおいて提案する場合、第二次審査書類と併せて提出するものとする。

### c) 運営権の存続期間

運営権の存続期間（以下「当初運営権存続期間」という。）は、運営権設定日から10年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、空港運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の20年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

## B) 指定管理者又は業務委託等を選択する場合

指定管理者又は業務委託等を選択する場合の事業期間は、空港運営等業務及び任意提案業務（指定管理者の場合は、これに指定管理者を選択する場合にのみ必須となる業務を加えることとし、以下これらを総称して「指定管理者等空港運営事業」という。）を実施する期間（以下「指定管理者等空港運営事業期間」という。）とし、「指定管理者制度に関する和歌山県指針」に準拠し、最長5年とする。

なお、県は、指定管理者等空港運営事業の開始予定日は、運営権を選択する場合における空港運営事業開始予定日と同日とする予定<sup>12</sup>であり、指定管理者又は業務委託等を選択する応募者は、以下、関連する項目における空港運営事業開始予定日を指定管理者等空港運営事業の開始予定日と読みかえること。

## (10) 運営権を選択する場合における手続き

### A) 運営権の設定等

第3. -4. に定める手続きによって選定され、県との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を目的とするSPCを設立する。<sup>13</sup>

SPCは、県から運営権設定対象施設（第2. -1. - (6) に定める運営権設定対象施設をいう。なお、国際線受入機能を有したターミナルの工事が完了した場合は、当該施設も含めて、運営権設定対象施設という。以下同じ。）について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

### B) 行政財産及び関連動産の借受又は譲受方法

#### a) 空港用地等

運営権者は、本事業の実施に必要となる空港用地等について、行政財産等使用貸借契約書の定めるところにより、事業開始日に県から無償貸付を受ける。なお、空港用地等の中には、白浜町所有の土地等が含まれるが、県は白浜町からあらかじめ転使用貸借等の承認を受ける。

#### b) 関連動産

運営権者は、本事業の実施に必要となる県所有の動産（以下「関連動産」という。）のうち運営権者貸付対象資産について、関連動産使用貸借契約書の定めるところによ

<sup>12</sup> ただし、業務委託を選択する場合で、空港運営等業務における実施業務を選択して提案を行う場合は、当該業務の開始時期について、県に提案することができるものとする。県は当該提案内容及び競争的対話等を踏まえて、開始時期について検討を行う。

<sup>13</sup> 県が承諾した場合、設立以外の方法をとることができる。

り、空港運営事業開始日に県から無償貸付を受ける。また、関連動産のうち運営権者譲与対象資産については、関連動産譲与契約書の定めるところにより、運営権者が県から譲与（無償譲渡）を受けることによって取得、所有する。

運営権者貸付対象資産（県が定める特に重要な動産（以下「重要動産」という。）を除く。）の更新（不要となった運営権者貸付対象資産（重要動産を除く。）の破棄を含む。）又は維持管理（補修・保守等）が必要な場合は、運営権者が実施するものとし、更新後の運営権者貸付対象資産（重要動産を除く。）の所有権は運営権者に帰属するものとする。

重要動産の更新が必要な場合は、県が費用負担し、更新後の重要動産の所有権は県に帰属するものとする。

なお、運営権者貸付対象資産及び運営権者譲与対象資産の範囲は、参考資料集を参照のこと。

### C) ビル施設事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営権者は、ビル施設等事業開始予定日（実施契約書（案）に定める。）までにビル施設事業者株式をその株主（以下「ビル施設事業者株主」という。）から譲り受ける。

県は、上記株式の譲り受けのため、県以外の全てのビル施設事業者の株主との間で、各株主の保有する株式について株式譲渡予約契約を締結する予定であり、県から運営権者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式に係る予約完結権を含む同契約上の地位が譲渡されることについて、合意形成を図る予定である。また県は、県の保有するビル施設事業者株式を運営権者に譲渡することとしている。

これらのことから、運営権者は、同契約に基づき県から上記予約完結権を譲り受けて行使するとともに、県が保有するビル施設事業者株式を県から譲り受けることで、ビル施設事業者の全ての株主から総額4億円にて株式を取得する。

なお、株式譲渡によることから、ビル施設事業者の従業員及びビル施設事業者が締結している各種契約等については、特段の事情がない限り、運営権者に承継されることになる。

県は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の各関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

### D) ビル施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了後に県がビル施設を優先的に買い取ることができ権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、当該開始日後におけるビル施設の所有者（以下「開始日後のビル施設所有者」という。）をして、県との間で、ビル施設につき県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

開始日後のビル施設所有者は、運営権者又は開始日後のビル施設所有者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、県に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含む）がこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

## E) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

### a) 運営権

空港運営事業終了日に、消滅する。

### b) 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設及び空港用地（非県有地）を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

また、県又は県の指定する者は、運営権者及びその子会社又は関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）の所有する資産（運営権者貸付対象資産を除く。以下同じ。）のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。なお、県が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、県は当該実施者をして、当該資産のうち不動産及び株式の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。運営権者貸付対象資産については、空港運営事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、現状有姿で県に、返還又は無償譲渡しなければならない。

第2. -1. - (8) -B) -a) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日をもって行政財産等使用貸借契約が終了するため、運営権者は原則として自らの責任及び費用負担により実施契約締結前の状態に復して、県に返還しなければならない。ただし、以下の資産が存する部分については、現状有姿で返還するものとする。

- i) 運営権設定対象施設
- ii) 県又は県の指定する者と運営権者との間で買取について合意した施設
- iii) 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する者が、引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した施設

### c) 業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

### d) 県から運営権者への職員の派遣

運営権者は、希望する場合には、空港の運営等業務に関連する県職員の派遣を求めることができる。派遣する職種、最大派遣人数等は競争的対話を通じて決定する。なお、派遣職員に係る人件費については、県の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に県職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

**e) 運営権者が支払う運営権対価**

運営権対価は0円とする。<sup>14</sup>

**(11) 本事業におけるSPC等の収入**

本事業におけるSPC等の収入は次のとおりとする。

**A) 着陸料等の収入**

事業手法として、運営権を選択する場合、運営権者は空港運営等業務によって得られる着陸料等を収受し、収入とすることができる。

**B) 空港航空保安施設に係る使用料金の収入（航空保安施設の使用料金を設定する場合）**

事業手法として、運営権を選択し、空港航空保安施設に係る使用料金を設定する場合のみ、当該料金を収受し、収入とすることができる。

**C) 空港用地等の貸付料収入等**

事業手法として、運営権を選択する場合、運営権者は空港用地等の貸付業務を実施し、当該貸付に係る貸付料を収受し、収入とすることができる。

指定管理者を選択する場合、指定管理者は空港用地等の使用料を収受し、収入とすることができる。

**D) ビル施設関連収入**

事業手法として、運営権を選択する場合、現ビル施設及び国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に係る一切の収入は、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、収受し、収入とすることができる。

**(12) 費用負担**

本事業に要する費用負担は以下のとおりとする。県の負担予定額の詳細は応募者からの提案によるほか、県と応募者とが協議のうえ、契約等に定める。なお、県が負担するものと定めた費用以外の費用は、県は一切負担しない。

**A) 空港運営等業務に要する費用**

空港運営等業務（事業手法として運営権を選択する場合は、ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の実施にあたり、県の負担を要する場合については応募者からの提案額をサービス購入料として県が負担することとする。ただし、サービス購入料の提案額については、運営権を選択する場合、10年間の総額で、以下の上限額<sup>15</sup>を超えてはならないものとする。

サービス購入料	上限額 3,100,000 千円
---------	------------------

サービス購入料はAとBから構成され、空港を運営する上で固定的な費用をサービス

<sup>14</sup> ただし、業績結果に応じた県への利益還元等の提案を妨げるものではない。

<sup>15</sup> 指定管理者を選択する場合の上限額は、運営権を選択する場合の上限額からハイジャック等防止対策に関する費用負担額を控除し、かつ、着陸料等の収入額を加算した額とし、業務委託等を選択する場合の上限額は、業務内容に見合った額とする。

購入料 A、それ以外の変動部分の費用をサービス購入料 B とし、詳細は別紙 2. 及び別紙 3. のとおりとする。

#### **B) 補助対象施設更新投資（任意業務）に要する費用**

補助対象施設更新投資については、原則、県が事業主体として実施し、費用負担するが、運営権者自らが実施するものとして提案した更新投資に要する費用は、運営権者が負担するものとする。

#### **C) 国際線受入機能を有したターミナルの整備に要する費用**

国際線受入機能を有したターミナルの整備に要する費用は、運営権者自らが設計及び施工を行う方法、県が設計及び施工を行う方法のいずれにおいても県が負担するものとする。<sup>16</sup>

#### **D) 国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に要する費用**

新たなターミナルが整備された場合は、当該整備に伴うターミナルの運営等業務に要する増加費用（収支差額等）を県が負担する。<sup>17</sup>負担額については、県と運営権者（整備手法がターミナルビルの新設以外についてはビル施設事業者を含む。）が協議の上決定するものとする。

#### **E) 任意提案業務に係る整備等**

任意提案業務の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断と費用負担において整備等を行うことができるものとする。

任意提案業務として整備等を行った施設のうち、空港用地内に存するものについては、事業期間終了に伴い、原則として、S P C等が自らの責任及び費用負担により処分するものとする。ただし、県が空港の運営に有益であると認める場合は、県はS P C等に対し、契約等に定めるところに従いあらかじめ県と合意された手続きで、当該施設の所有権を無償で引き渡すよう求めることができる。

なお、任意提案業務として整備等を行った施設のうち、空港用地外に存するものについては、この限りでない。

### **(13) 要求水準書（案）の体系**

県は、S P C等によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を定める。

要求水準書（案）は、県が示すが、詳細については優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項及び競争的対話の内容を考慮し、適宜、要求水準書に反映させることとする。

なお、県が示す要求水準書（案）は、業務範囲が最も広い運営権を選択して本事業を実施する場合のものとするが、指定管理者及び業務委託等を選択する場合は、第 2. -1. - (8)

<sup>16</sup> 運営権者自らによってターミナルビルを新設する場合は、県と運営権者との間における実施契約に基づき支払いを行う。詳細は後日公表する実施契約書（案）を参照すること。

<sup>17</sup> ターミナルビルが新設された場合は、県と運営権者との間で、運営等業務に要する増加費用に係る実施契約の変更契約を締結する。ターミナルビルの改修等が実施された場合は、県がビル施設事業者に対して、運営等業務に要する増加費用（収支差額等）を負担する。

に示された各手法において実施可能な業務に係る運営権を選択する場合における要求水準を参考に、応募者が提案を行うことができるものとし、詳細は、競争的対話等を踏まえて決定することとする。

#### **(14) 財務情報等の報告・開示**

事業手法として、運営権又は指定管理者を選択した運営権者又は指定管理者は、事業期間中、各事業年度の終了日後 3 月以内に、当該運営権者又は指定管理者の以下情報を県に報告するとともに、契約等において公表を求める部分については、当該運営権者又は指定管理者のホームページ等で内容を公表するものとする。

- A) 会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類（会計監査人による監査済のもの）
- B) 会社法第 435 条第 2 項に定める事業報告
- C) 運営権者又は指定管理者が会社法第 2 条第 5 項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項
- D) 計算書類に係る附属明細書（会計監査人による監査済のもの）及び事業報告に係る附属明細書
- E) 各事業年度末現在における株主名簿の写し（原本証明付）
- F) その他、運営権者又は指定管理者が自らについて報告又は公表すべきと判断した情報

### 第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 本公募のスケジュール

スケジュール（予定）	内容
平成29年11月21日	・ 本募集要項の公表
平成29年12月4日	・ 募集要項に関する説明会・現地見学会の実施
平成29年11月21日～12月8日	・ 募集要項に関する意見・質問の受付
平成29年12月22日	・ 募集要項に関する意見・質問の回答
平成30年1月5日	・ 第一次審査書類の提出期限
平成30年1月中旬	・ 第一次審査結果の通知
平成30年1月下旬	・ 実施契約書（案）、協定書（案）又は委託契約書（案）等 <sup>18</sup> の提示
平成30年2月上旬～4月中旬	・ 競争的対話等の実施期間
平成30年5月1日	・ 第二次審査書類の提出期限
平成30年5月中旬	・ 優先交渉権者の選定
平成30年6月下旬	・ 運営権の設定 <sup>19</sup>
平成30年10月上旬	・ ビル施設等事業開始予定日 <sup>20</sup>
平成31年4月1日	・ 空港運営事業開始予定日 <sup>21</sup>

#### 2. 応募者の参加資格要件

##### (1) 応募者の構成

応募者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の民間事業者によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。コンソーシアムにあつてはコンソーシアムを構成する民間事業者（以下「コンソーシアム構成員」という。）から代表となる民間事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるとともに、当該代表事業者が応募手続きを行う。ただし、南紀白浜空港ビル株式会社は、応募事業者、又はコンソーシアム構成員となることはできない。

第一次審査書類の提出以降、応募事業者、代表事業者及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募事業者又はコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

応募事業者又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募事業者又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、コンソーシアムの場合は代表事業者の議決権比率がコンソーシアム構成員間で最大となるようにすること。

##### (2) 応募事業者及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格

<sup>18</sup> 以下、これら3つを総称して、単に「契約書（案）等」という。

<sup>19</sup> 本公募終了後、県における必要な手続きを経て、本事業が公共施設等運営事業として実施される場合に行う。

<sup>20</sup> 本公募終了後、県における必要な手続きを経て、本事業が公共施設等運営事業として実施される場合のビル施設等事業開始予定日を指す。

<sup>21</sup> 本公募終了後、県における必要な手続きを経て、本事業が公共施設等運営事業として実施される場合の空港運営事業開始予定日を指す。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。（ただし、同条第 1 項第 1 号に該当する者を除く。）
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画に認可がなされていない者ではないこと。（再認定を受けた者を除く。）
- ④ 第一次審査書類提出日から審査通知日までの期間において、和歌山県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。
- ⑥ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。  
 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社  
 有限責任監査法人トーマツ  
 デロイト トーマツ P R S 株式会社  
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑦ 第 3. -4. に規定する審査委員会の委員が属する団体及び企業並びに当該団体及び企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役 又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑨ 上記⑦及び⑧に定める者を本事業の優先交渉権者の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

### **(3) 応募事業者又はコンソーシアムのうちいずれかのコンソーシアム構成員に求められる要件**

応募事業者又はコンソーシアムのうちいずれかのコンソーシアム構成員は、次の i ～ iv のいずれか 1 つの条件を満たすことを要する。

- i. 平成 19 年以降に商業施設又は公共施設の建設又は運営の実績を有していること。
- ii. 平成 19 年以降に旅客施設運営事業、旅客運送事業又は旅行業の実績を有していること。
- iii. 平成 19 年以降に営業用不動産管理事業の実績を有していること。
- iv. 公共施設等運営事業の実績を有していること。

### **(4) その他の要件**

運営権者は、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業者を経営する者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者」という。）並びに航空運送事業者の関連会社（そ

の子会社を含む。)の子会社又は関連会社となつてはならない。<sup>22</sup>

### 3. 本募集に係る手続き等

#### (1) 募集要項等に関する説明会・現地見学会の開催

県は、募集要項等に関する説明会・現地見学会について、以下のとおり、開催することを予定している。

開催日時：平成 29 年 12 月 4 日（月）13:00 から 15 : 00 頃※

※現地見学会の終了予定時刻。なお、現地見学会のみへの参加は認めない。

開催場所：和歌山県西牟婁郡白浜町才野 1622 番地の 125

南紀白浜空港旅客ターミナルビル 1F スカイルーム

申込方法：説明会・現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式集及び記載要領に定める参加申込書を第 6. -2. 記載の担当課（以下単に「担当課」という。）へ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本を提出すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

受付期限：平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 5 時まで（必着）

留意事項：説明会に参加する者は、募集要項等を持参すること。  
また、写真撮影、ビデオカメラの使用は控えること。

#### (2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

県は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

##### A) 受付期間

平成 29 年 11 月 21 日（火）午前 9 時～

平成 29 年 12 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）

##### B) 提出方法

募集要項等に関する質問の内容や開示を希望する情報等を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書（様式 2）に記入し、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載のうえ、電子メールにより送信すること。提出先は、担当課とする。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。電子メール以外の方法による提出は受け付けない。

また、第 3. -3. - (1) の説明会・現地見学会への参加者又は様式集及び記載要領に定める関心表明書を提出した者以外の者からの質問書の提出は受け付けない。

##### C) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答予定日（平成 29 年 12 月 22 日（金））までにホームページ

<sup>22</sup> 親会社とは、会社法第 2 条第 4 号に規定するものをいう。

子会社とは、会社法第 2 条第 3 号に規定するものをいう。

関連会社とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 20 号に規定するものをいう。

ージで随時公表するとともに、その他の方法により公表又は開示する。

なお、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

### (3) 守秘義務対象の開示資料の開示

#### A) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

関心表明書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）の貸与を希望する者は、様式集及び記載要領に定める関心表明書、守秘義務対象開示資料貸与申込書、守秘義務の遵守に関する誓約書及び差入書を提出しなければならない。提出方法は以下のとおりである。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、第一次審査又は第二次審査において開示される資料の守秘義務を含む。

受付期間：平成 29 年 11 月 21 日（火）午前 9 時から

平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 5 時まで

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、関心表明書、守秘義務対象開示資料貸与申込書、守秘義務の遵守に関する誓約書については担当課へ、差入書については第 6.-2. 記載の公募アドバイザーへ郵送等により原本を送付するものとする。なお、担当課に対しては持参も可能だが、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の 9 時から 17 時までとする。

貸与方法：守秘義務対象開示資料については、担当課が関心表明書、守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を、公募アドバイザーが差入書を受領後、担当課より速やかに郵送等により送付する。

第三者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこととする。

#### B) 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、貸与資料を適切に管理しなければならない。

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、第一次審査書類を提出しないことが明らかになった時点、第二次審査書類を提出しないことが明らかになった時点又は第二次審査書類の提出期限のいずれか早い時点で責任をもって守秘義務対象開示資料（守秘義務対象開示資料の印刷物等を含む。）を破棄し、破棄完了後、様式集及び記載要領に定める破棄義務の遵守に関する報告書の原本を担当課へ郵送等により送付するものとする。

### (4) 第一次審査における開示資料

募集要項等の公表から、第一次審査書類の提出までの間に開示する資料は、以下のとおりとし、関心表明書、守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出後に貸与する。

① 要求水準書（案）（南紀白浜空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準及び航空保安対策の費用分担に関する要求水準を除く。）

② 関連資料集

(i) 運営権設定対象施設リスト

(ii) 運営権者貸付対象資産リスト

(iii) 運営権者譲与対象資産リスト

(iv) 許認可・協定等整理表

- (v) 業務に関する IT システムリスト
  - (vi) 株式譲渡予約契約に関する資料
  - (vii) その他関連資料
- ③ 参考資料集
- (i) 南紀白浜空港インフォメーションパッケージ
  - (ii) 場外にある運営権設定対象施設の位置情報
  - (iii) 既存使用許可対象土地の位置情報
  - (iv) 県により実施される工事リスト
  - (v) 南紀白浜空港営業許可一覧表
  - (vi) その他参考資料

#### 4. 審査及び選定手続き

県は、優先交渉権者の選定にあたり、有識者等からなる委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、提案の実現性、有用性等に配慮しつつ、透明性及び公平性を確保した上で優先交渉権者を選定する。

審査は第一次審査、第二次審査の二段階にて実施し、第二次審査参加者の選定（第一次審査）、及び優先交渉権者の選定（第二次審査）にあたり、県は、審査委員会から優先交渉権者選定基準）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

審査委員会は以下6名で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

氏名	所属
加藤 一誠	慶應義塾大学商学部教授
竹林 明	和歌山大学観光学部教授
目方 研次	エヴィス法律会計事務所弁護士
和中 修二	和中会計事務所公認会計士
幕 亮二	株式会社MK総合研究所
野田 寛芳	和歌山商工会議所専務理事

##### (1) 第一次審査の方法

第一次審査では、参加資格要件の充足が確認された第一次審査参加者の第一次審査書類に基づいて、審査委員会における審査を行う。

審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査（県が必要に応じて実施するヒアリング結果を含む。）を行うものとする。

県はこれを受けて、第二次審査参加者を最大2名まで選定する。

##### (2) 第一次審査資料の受付

第一次審査のための資料として、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査書類を作成し、提出すること。

提出期限：平成30年1月5日（金）午後5時まで（必着）

提出先：担当課

留意事項：郵送または持参すること。

##### (3) 第一次審査結果の通知

県は、第一次審査の結果を、応募者（コンソーシアムの場合は代表事業者）に対して通

知する。

#### **(4) 競争的対話の実施**

第一次審査を通過した応募者を対象に、県は、契約書（案）等を公表するとともに、当該契約書（案）等の内容に係る協議及び予定している提案の内容が県の要求水準等を満たしているかをあらかじめ確認することを目的として、競争的対話を実施する。

競争的対話の内容について、県は守秘義務を遵守する。ただし、競争的対話の内容について、広く周知する必要があると県が判断した場合、当該競争的対話を実施した応募者と協議の上、競争的対話の内容について公表等を行う。

競争的対話の結果を踏まえ、要求水準書（案）及び契約書（案）等の調整を行う。

#### **(5) 第二次審査の方法**

第二次審査では、要求水準の充足が確認された第二次審査参加者の第二次審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、審査委員会の審査を受け、第二次審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

#### **(6) 第二次審査資料の受付**

第二次審査のための審査資料として、様式一式を様式集及び記載要領に定めるところにより提出すること。第二次審査書類の提出期限は平成 30 年 5 月 1 日を予定しているが、詳細は第一次審査を通過した応募者（コンソーシアムの場合は代表事業者）に連絡する。

#### **(7) 審査結果の通知**

優先交渉権者に選定された応募者（コンソーシアムの場合には代表事業者）に対し、書面によりその旨を通知する。

#### **(8) 審査結果の公表**

県は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### **5. 優先交渉権者選定後の手続き**

#### **(1) 事業手法として運営権を提案した応募者が優先交渉権者となった場合**

##### **A) 基本協定書の締結**

優先交渉権者は、県が作成する基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は第二次審査で決定された順位に従って、次順位の応募者を優先交渉権者として、あらためて優先交渉権者選定後の手続きを行うことができる。

##### **B) 提案概要書の公表**

優先交渉権者は、第二次審査における提案審査書類の概要について、基本協定の締結

後速やかに、応募事業者又は代表事業者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### C) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない<sup>23</sup>。

#### D) 運営権の設定及び実施契約の締結

県は、S P Cの設立後速やかにS P Cに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。県と運営権者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、県は、実施契約の締結後、空港運営事業開始までに以下の手続きを含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 運営権者との間の県が所有する関連動産に係る関連動産使用貸借契約及び関連動産譲与契約の締結
- ② 運営権者との間の空港用地等に係る行政財産等使用貸借契約の締結

なお、県は、P F I法第19条3項及び第22条第2項に定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

#### E) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

運営権者は、第2. -1. - (10) -C) の譲受方法に従って、ビル施設事業者株式を取得し、ビル施設等事業を開始する。

#### F) その他契約の締結

県は、実施契約締結後、空港運営事業開始までの間に、運営権者との間で、行政財産等使用貸借契約、関連動産使用貸借契約及び関連動産譲与契約を締結する。

#### G) 優先交渉権者による事前行為

優先交渉権者は、希望する場合に、基本協定の締結後、運営を開始するための準備行為として、県、ビル施設事業者及び関連事業者等が協力する範囲でヒアリング並びに現地調査を実施することができる。

#### H) 空港運営事業の開始

運営権者は、実施契約に定める空港運営事業開始日に、空港運営事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、行政財産等使用貸借契約の締結等の、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

### (2) 事業手法として指定管理者又は業務委託等を提案した応募者が優先交渉権者となった場合

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて作成された協定書（案）又は委託契約書（案）

<sup>23</sup> 県が承諾した場合、設立以外の方法をとることができる。

等に基づいて、県と速やかに指定管理者に係る協定又は業務委託に係る委託契約等を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに契約等が締結されない場合、県は第二次審査で決定された順位に従って次順位の応募者を優先交渉権者として、あらためて優先交渉権者選定後の手続きを行うことができる。

## **6. 応募に関する留意事項**

### **(1) 提案書類の取扱い**

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

#### **A) 著作権**

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

#### **B) 特許権等**

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

#### **C) 提案書類の公開について**

県は、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。

#### **D) 提案内容の矛盾について**

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

#### **E) 提案内容の履行義務について**

優先交渉権者が、県に提示した提案については、SPC等がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱う。

### **(2) 公募の取消し**

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、本公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本公募を取り消す。この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載等の方法により公表する。

## 第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、契約等に特段の定めのない限り、原則としてSPC等が負うものとする。

以下、事業手法として運営権を選択する場合において、例外的に県がリスク負担することがある場合を列挙する。

運営権以外の事業手法を選択する場合については、以下で記載する各事項について、選択する事業手法に応じて準用するものとし、詳細は、契約書（案）等において示す。

#### (1) 不可抗力

##### A) 不可抗力事象

県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、豪雨、地滑り、地震、火災その他の自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、契約等に定める一定の要件を満たした事象を不可抗力事象とする。

##### B) 保険への加入

運営権者は、事業期間中、実施契約において県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、これを上回る保険に運営権者が任意に加入することを妨げるものではない。また、県が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

##### C) 不可抗力事象発生時の対処

###### ① 県による施設復旧措置を必要とする場合

県は、不可抗力事象が発生した不可抗力事象による県保有施設への物理的な損害につき復旧の必要性がある場合、県による県保有施設の復旧等（以下「施設復旧措置」という。）を行う。

県は、運営権者と協議の上、県による施設復旧措置の必要性の有無を判断し、運営権者に対して通知する。

県は、事業再開までの間、運営権者の実施契約上の義務の履行を一時的に免責することができる。なお、県は、運営権者との協議により不可抗力事象からの復旧スケジュールを決定し、実施契約上の義務の履行を再開する日時を決定する。

###### ② 県による施設復旧措置を必要としない場合

不可抗力事象によっても、県による施設復旧措置を必要としないと県が認定した場合は、運営権者がすべての施設の回復の義務を負う。施設の回復に一定期間を要する場合においては、運営権者からの申し出により、運営権者は県と次の内容について協議を行うことができる。

- a) 短期間で回復が可能な場合、事業再開までの間、県が運営権者の契約上の義務の履行を一時的に免責すること。
- b) 不可抗力事象の影響が長期間継続する場合であって、事業の前提とする環境が大きく変化していると県が認めた場合、県が必要に応じて実施契約の見直しを行うこと。

## **(2) 瑕疵担保責任**

県保有施設について、空港運營業開始日以降1年以内に物理的な隠れた瑕疵が発見された場合、県は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、合理的な範囲で補填する。

募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については責任を負わない。

## **(3) 特定法令変更等**

事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国による法令、政策の変更等及び県並びに県以外の地方公共団体による条例の変更等（以下「特定法令変更等」という。）が行われ、運営権者に損失が生じた場合は、県が当該損失を補償する。

## **(4) 緊急事態**

事業期間中に本空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等契約等に定める一定の事由が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要（以下「緊急事態」という。）が生じたとき、県は、運営権者に対して事業の停止を命じ、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業・業務に協力しなければならない。

県は、緊急事態により、運営権者に生じた損失を補償する。

## **2. S P C等の責任の履行確保に関する事項**

S P C等が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、S P C等の財務状況を把握するために、S P C等によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合は、S P C等に対して改善措置等を求めることができる。なお、モニタリングの内容は以下を基本とし、詳細は契約書（案）等において示す。

### **(1) S P C等によるセルフモニタリング**

S P C等は、モニタリング計画書の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、県からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

S P C等は、上記事項について自らモニタリングを実施し、その方法及び結果について、県に対して、半期及び通期ごと又は県の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。また、要求水準書で公表を求める部分については、ホームページ上で公表する。

### **(2) 県によるモニタリング**

県は、S P C等が要求水準を充足する運営を行っているか確認するためモニタリングを実施する。

モニタリングにあたって、県は、(1)のS P C等によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認める調査を実施し、要求水準の達成状況を確認すると共に、決算資料（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、付属明細表等）等を基に経営状況を確認し、評価する。

モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、県は業務是正勧告又は命令を行い、これらによっても一定期間の間に是正が認められない場合には、県は、契約の解除又は指定の取消等を行う場合がある。

### 3. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

#### (1) 運営権の処分

事業手法として運営権を選択する場合は、運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- A) 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- B) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- C) 譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

#### (2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、一定の制限を課すものとする。

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

## 第5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり契約等を終了するものとする。この場合、SPC等は、契約等の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、事業手法として運営権を選択した場合には、運営権者の資産等については、第2. 1. - (10) -E) -b) と同様の取扱いとする。

ただし、事業手法として運営権、指定管理者又は業務委託等を選択する場合の個別の事業終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、運営権に係る詳細については実施契約書（案）に示す。

#### (1) 運営権を選択する場合

##### A) 県事由解除又は終了

###### a) 解除又は終了事由

- ① 県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6 月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ② 運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ③ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

###### b) 解除又は終了の効果

- ① 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ② 県は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。

##### B) 運営権者事由解除

###### a) 解除事由

- ① 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ② 倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、県は、実施契約を解除することができる。

###### b) 解除の効果

- ① 県は運営権を取り消す。
- ② 運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約の解除原因となった事由により県に生じた損害が当該損害を超えるときは、その金額）を支払う。

##### C) 不可抗力解除又は終了

###### a) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする県による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく

本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

**b) 解除又は終了の効果**

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- ② 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、県の選択に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

**D) 特定法令変更等解除**

**a) 解除事由**

特定法令変更等により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

**b) 解除の効果**

- ① 県は運営権を取り消す。
- ② 特定法令等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、県がその損失を負担する。

**E) 契約の解除又は終了に伴うその他の措置**

**a) 貸付対象である空港用地等の使用権**

空港用地等の行政財産等使用貸借契約は解除され、原則として運営権者の責任及び費用負担により実施契約締結前の状態に復して県に明け渡すものとする。ただし、以下の施設が存する用地については実施契約締結前の状態に復す必要はない。

- ① 運営権設定対象施設
- ② 県又は県の指定する者と運営権者との間で買取について合意した施設
- ③ 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する者が、引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した施設

**b) 関連動産の使用権又は所有権**

実施契約の解除又は終了に伴って関連動産使用貸借契約は終了する。運営権者は、関連動産について、関連動産使用貸借契約の終了に伴い、現状有姿で県に、返還しなければならない。

更新後の運営権者貸付対象資産（重要動産を除く。）は、現状有姿で県に、無償譲渡しなければならない。

県から譲与した運営権者譲与対象資産は、運営権者の責任及び費用負担で処分するものとする。ただし、県又は県が指定する者が必要と認めたものについては、県又は県の指定する者が運営権者から時価で買い取ることかできる。なお、この場合、運営権者は、運営権者譲与対象資産を引き渡すまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

**c) 業務の継続義務及び引継義務**

県又は県の指定する者が本事業の運営等を引き継ぐまでの間、運営権者は、自らの

責任及び費用負担により、円滑に引き継がれるように適切な引継業務を行わなければならない。

## **(2) 指定管理者を選択する場合**

### **A) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合**

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができる。この場合、県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。

### **B) 不可抗力等による場合**

災害その他の不可抗力等、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができる。

## **(3) 業務委託等を選択する場合**

### **A) 業務委託等を受けた者の責めに帰すべき事由による場合**

県は、業務委託等を受けた者の責めに帰すべき事由により契約を履行できないと判断した場合は、契約を解除することができる。この場合、県に生じた損害は業務委託等を受けた者が県に賠償するものとする。

### **B) 不可抗力等による場合**

災害その他の不可抗力等、県又は業務委託等を受けた者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難と判断した場合は、県は契約を解除することができる。

## **2. 金融機関又は融資団と県との協議**

県は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 第 6. その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業に関連する事項

#### (1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

#### (2) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

#### (3) 募集要項等の変更

県は、募集要項等に関する質問又は競争的対話等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、応募者に新たな資料等の提供を行うとともに、募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。

県は、募集要項等の変更を行った場合は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

#### (4) 債務負担行為に係る議会議決

本募集要項公表日現在、県において、県からのサービス購入料の支払いに関する債務負担行為の議会議決は未済である。かかる議決は平成 30 年 6 月の議会にて議決が行われる予定である。

### 2. 資料の提出先及び問い合わせ先

- 担当課  
和歌山県県土整備部港湾空港局 港湾空港振興課  
所在地：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地 和歌山県庁南別館 8 階  
電話番号：073-441-2420  
電子メールアドレス：e0824001@pref.wakayama.lg.jp  
ホームページアドレス：http://www.pref.wakayama.lg.jp/index.html
- 公募アドバイザー  
デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社  
インフラ・PPP アドバイザリー 南紀白浜空港担当チーム  
所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

**別紙 1. 事業手法と業務範囲の関係性について**

		運営権	指定管理者	業務委託
①	空港運営等業務	全業務必須業務	全業務必須業務	業務選択可※
②	空港用地等の貸付業務	必須業務	—	—
③	補助対象施設更新投資	任意業務	—	—
④	現ビル施設運営等業務	必須業務	—	—
⑤	国際線受入機能を有したターミナル関連業務	整備業務	任意業務	—
		運営等業務	必須業務	—
⑥	その他運営権を選択する場合に必須となる業務	必須業務	—	—
⑦	指定管理者を選択する場合にのみ必須となる業務	—	必須業務	—
⑧	任意提案業務	任意業務	任意業務	任意業務

※ただし、第 2. -1. - (8) -A) -⑨国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務は必須

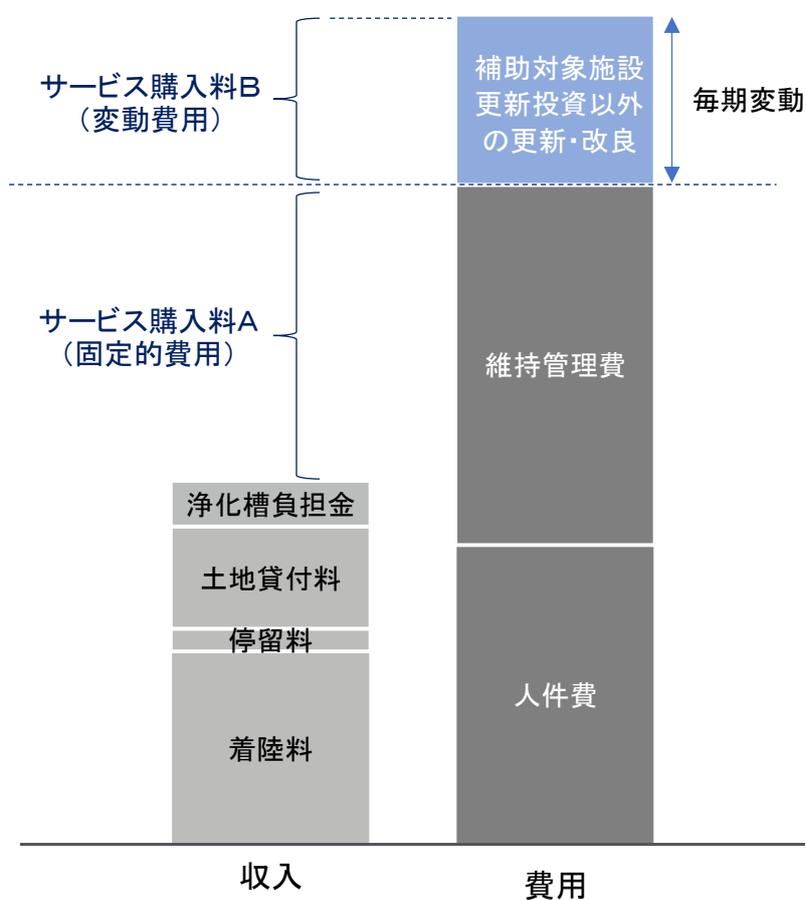
## 別紙 2. サービス購入料の基本的考え方

応募事業者は、県が支払うサービス購入料及び利用者から収受する収入等によって、県保有施設の維持管理・運営に係る費用を回収するものとする。

人件費、維持管理費から各種収入を控除したものをサービス購入料 A、補助対象施設更新投資以外の更新・改良に要する費用をサービス購入料 B とする。

なお、サービス購入料は、物価変動に応じた改定等の見直しはせず、事業者の提案価格にて事業期間にわたり支払う予定である。

図表 1：サービス購入料の算出イメージ（運営権を選択する場合の例）



### 別紙 3. サービス購入料の構成

県が支払うサービス購入料の構成の詳細は以下のとおり想定している。

図表 2：サービス購入料の構成（運営権を選択する場合の例）

項目	支払の対象となる業務又は費用	備考
サービス購入料 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 職員、非常勤職員、事務補助職員（アルバイト）に係る人件費（ただし、退職手当、児童手当、子ども手当は除く）</li> <li>➤ 維持管理費               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイジャック対策費</li> <li>・ 需用費</li> <li>・ 光熱水料</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 役務費</li> <li>・ 使用料</li> <li>・ 備品購入費</li> <li>・ 負担金</li> <li>・ 公課費</li> <li>・ 決算上の分類「空港管理」に係る委託料及び工事請負費（サービス購入料 B に含まれていない委託料及び工事請負費）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 左記業務にかかる費用から着陸料収入、停留料収入、土地貸付料収入、浄化槽負担金収入を控除した金額をサービス購入料 A とする。</li> </ul>
サービス購入料 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助対象施設更新投資以外の更新・改良（決算上の分類「空港修繕」に係る委託料及び工事請負費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 開示資料「南紀白浜空港更新投資経費（県単独費）」において、県による試算を示している。当該資料を踏まえて、各期におけるサービス購入料 B の金額を提案すること。</li> </ul>